行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	薬事管理課	整理番号	4–2
許認可等の種類	麻薬取扱者免許証の再交付				
根拠法令条例 等•条項	麻薬及び向精神薬取締法第10条				
許認可等の概要	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者免許証の再交付				
審査基準(未設定の場合はその理由)	【参考】 ・麻薬の大き薬の大き薬の大き薬の大き薬の大き薬の大き薬の大・麻薬の大・麻薬の大・麻薬の大・麻薬の大・水薬の大・水薬の大・水薬の大・水薬の大・水・大・・・・・・・・・・・・・	規定において言い 建文語では 東京語には 東京語には 東京語には 東京語には 東京語には 東京語には 東京語の 東京語の 東京では 東京では 東京では 東京では 東京では 東京では 東京では 東京では 東京では 東京では 東京では 東京では 大いで 東京では 大いで 大いで 大いで 大いで 大いで 大いで 大いで 大いで	マは亡失したときは 午証を添えて、麻薬 投造業者又は麻薬 首、麻薬請しなける り免許証の再針けの 業者、麻薬輸つの 業者、 で で で で で で で で の の の の の の の の の の の	は、15日以内に、そ 輸入業者、麻薬輸 元卸売業者にあつ 薬管理者又は麻薬 ならない。 を受けた後、亡失 者、麻薬製造業者 は厚生労働大臣に	前出業者、麻薬製 では厚生労働大 薬研究者にあつて した免許証を発見 た、麻薬製剤業 に、麻薬卸売業
基準の制定根拠	_				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日				
期間の制定根拠	-	-	-	-	